

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 運営・体制の整備の方向性

松山城跡は、文化財保護法第113条の規定に基づき、文化庁長官の指定を受け、松山市が管理団体になっている。これにより史跡の保存のために必要な管理や復旧の責務は松山市が負っている。今後、管理団体として史跡の適正な保存・管理や活用を図っていくためには、松山市教育委員会を含む松山市内部の体制の整備・強化に取り組むとともに、外部の専門家や学識経験者で構成された史跡松山城跡整備検討専門委員、文化庁、愛媛県教育委員会等の指導・助言を受けながら保存・活用に係る事業を進めることが重要である。また、将来にわたって適切な史跡の保存・活用を継続的に行っていくためには、行政側の体制整備だけでは十分とは言えず、より広く市民と協働できる体制づくりを進める必要がある。

このような方向性に基づき、今後、松山城跡の保存・活用を確実に推進していくため、運営及び体制整備の具体的な方法は次のとおりとする。

第2節 運営・体制の整備の方法

(1) 松山城跡の管理団体である松山市内部の体制整備

松山城跡の市内部の管理体制は、第5章の現状と課題で述べたように、公園緑地課、観光・国際交流課、松山市教育委員会文化財課が、各々の所管する分野ごとに分担して管理する体制となっている。そのため、関係部局間で連絡・調整を緊密に行っているが、そのための事務が少なからず発生している。当面は、事務分掌上、史跡の管理担当課である公園緑地課を中心に市内部の関係部局がより緊密に連携し、予算措置や施策の執行の効率化を図ることとするが、長期的には、松山城跡の持つ史跡、都市公園、観光資産などの多面的な機能を踏まえ、各分野の専門職員（学芸員、建築技師、土木技師等）の配置を前提として、管理体制の一元化を検討する。

(2) 史跡松山城跡整備検討専門委員、行政オブザーバー等の指導、助言

松山城跡の整備計画の策定等に関しては、各分野の専門家や学識経験者で構成された史跡松山城跡整備検討専門委員、文化庁、愛媛県教育委員会等の指導・助言のもと進めてきたところであるが、今後は、本計画に基づく保存・管理、活用等にかかる事業の実施についても、史跡松山城跡整備検討専門委員、文化庁、愛媛県教育委員会等の指導・助言のもと、効果的かつ円滑な事業の実施に努めることとする。

(3) 史跡の保存・活用に関する市民や民間事業者との協働

松山城跡の保存・活用について、市民参加型の協働体制の構築を進める。具体的には、ボランティアガイドなどの史跡の運営ボランティアへの参加を促進するため、(公財)松山観光コンベンション協会との連携を強化し、普及啓発活動を積極的に進めるほか、現在取り組んでいるパークサポーター制度に加え、環境美化活動へ市民が参加できる制度の拡充を図るなど、史跡の保存・活用等の活動へ市民が参加しやすい制度や体制の整備を進める。

松山城跡は、現在、指定管理者制度を導入している。民間事業者の経営能力や技術的能力を最大限に活用することにより、管理コストの縮減や多様な市民ニーズに対応した史跡の活用・整備が実現できるなどの効果が期待できることから、今後とも、適正な指定管理者制度の運用に努める。

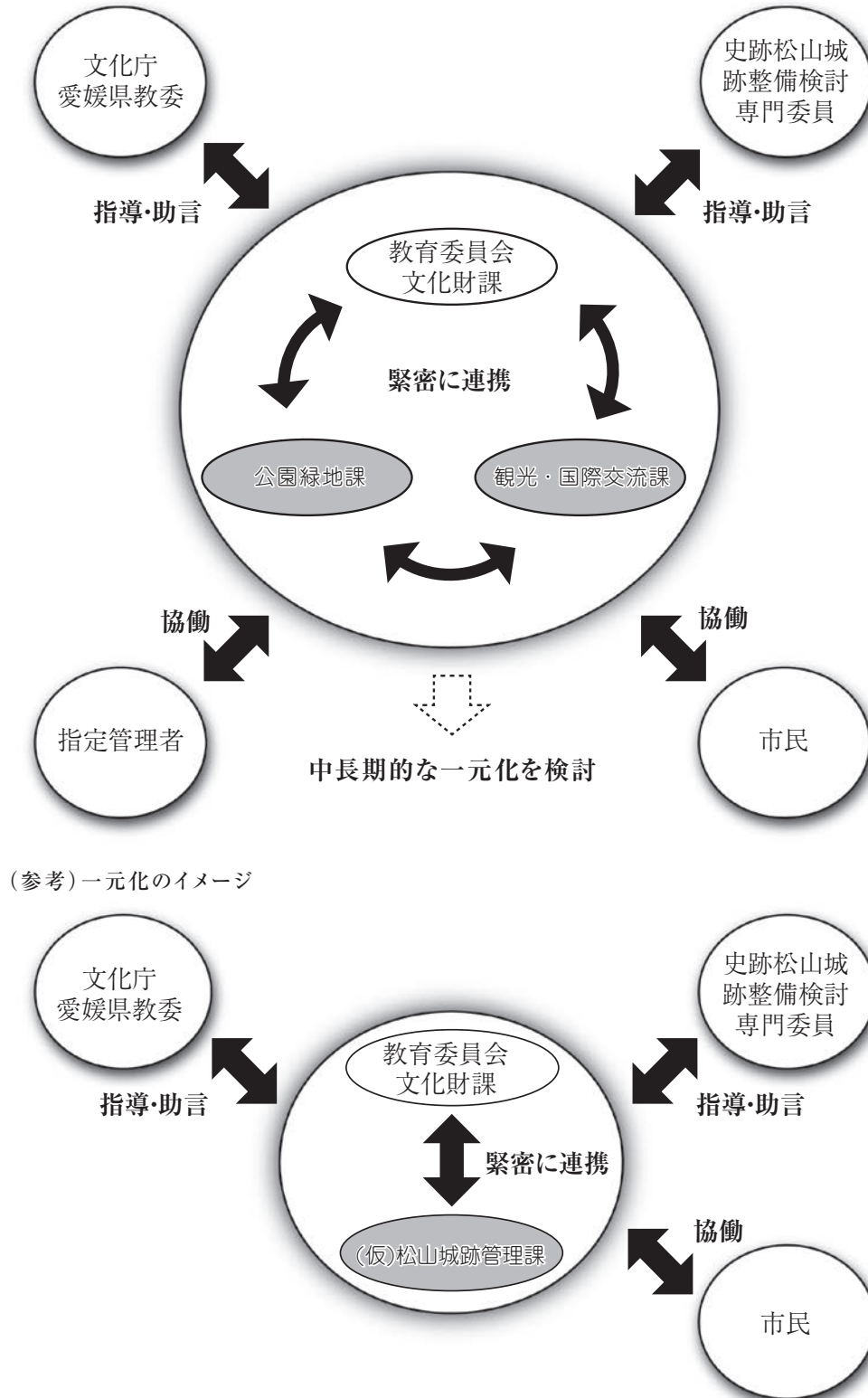


図5-4 運営体制・連携のイメージ